

令和8年2月5日

第2回定例会  
議事録

文京区教育委員会

# 文京区教育委員会議事録

第 2 号

令和8年 第2回 定例会

日時：令和8年2月5日（木）午後2時

場所：区議会第二委員会室

「出席」

教 育 長	丹 羽 恵 玲 奈
教育長職務代理者	清 水 俊 明
委 員	福 田 雅
委 員	中 野 円 佳

「説明のために出席した教育局職員」

教育推進部長	吉 田 雄 大
教育総務課長	熱 田 直 道
学 務 課 長	宮 原 直 務
教育推進部副参事	内 山 真 宏
教育指導課長	山 岸 健
教育施策推進担当課長	藤 咲 秀 修
児童青少年課長	日 比 谷 光 輝
教育センター所長	木 内 恵 美
真砂中央図書館長	猪 岡 君 彦

「書記」

庶 務 係 長	大 川 育 子
庶 務 係 係 員	星 孝 貴

令和 8 年

## 第 2 回教育委員会定例会

令和 8 年 2 月 5 日（木）午後 2 時  
場 所 第二委員会室  
議事録署名人 清水俊明委員

### 第 1 議事録の承認

議事録第 1 2 号 （令和 7 年第 1 2 回定例会）

### 第 2 議案の審議

- 第 1 6 号議案 「義肢装具工場見学」の後援名義の使用について
- 第 1 7 号議案 「寺子屋日々喜 春祭り」の後援名義の使用について
- 第 1 8 号議案 令和 7 年度学校保健・学校給食に関する表彰について
- 第 1 9 号議案 幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

### 第 3 報告事項

- (1) 令和 8 年度文京区教育委員会主要施策について (資料第 1 号)
- (2) 大塚四丁目仮校舎整備方針について (資料第 2 号)
- (3) 文京区立中学校部活動地域展開実施計画 2026（案）について (資料第 3 号)
- (4) 令和 7 年度文京区教育研究奨励費受給者の決定について (資料第 4 号)
- (5) 学校運営協議会設置校の指定について (資料第 5 号)
- (6) 育成室及び認証学童クラブの新規開設について (資料第 6 号)
- (7) いじめの重大事態に係る対応について (資料第 7 号)

※報告事項（7）については、非公開になることが見込まれています。

### 第 4 その他の事項

《参考資料》事業（行事）実施状況及び各施設の利用状況等

「開 会」

(13:59)

○丹羽教育長 それでは、第2回教育委員会定例会を始めさせていただきます。

まず、出席状況から確認させていただきます。委員は小川委員がご欠席、福田委員が少し遅れておりますけれども、数分でいらっしゃると伺っています。そのほかの委員はご出席いただいております。理事者も全員出席しております。また、本日は福田委員が文京区のほかの事業に参加するため、15時を目途に退室する予定と聞いております。

次に、本日の議事録署名人ですが、清水委員にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

(はい)

## 第1 議事録の承認

### 議事録第12号(令和7年第12回定例会)

○丹羽教育長 それでは、議案日程に入らせていただきます。

第1、議事録の承認です。議事録第12号がお手元にあるかと思ひます。事前にご確認はいただいておりますが、なお訂正の必要がありましたら、この会の終了までにお申し出いただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

## 第2 議案の審議

### 第16号議案 「義肢装具工場見学」の後援名義の使用について

○丹羽教育長 それでは、議案の審議に入らせていただきます。本日は4件ございます。

第16号議案「義肢装具工場見学」の後援名義の使用について」でございます。

この件について、説明をお願ひいたします。

○教育推進部長 ただいま議題となりました第16号議案、「義肢装具工場見学」の後援名義の使用につきまして、提案理由をご説明いたします。

1ページの後援名義使用申請書をご覧ください。

申請団体は、東京小石川ロータリークラブ。

代表者は、望月光雄でございます。

事業名は、義肢装具工場見学。

実施は、令和8年3月26日(木)から4月5日(日)までの間の1日を予定しております。

実施場所は、鉄道弘済会義肢装具サポートセンターでございます。

本事業は、世の中の“分断”が急速に進む中、改めてロータリーの精神でもある“DEI(多様性・公平性・包括性)”を進めるため、小学校中高学年児童を対象にその考え方に接してもらう機会をつくることを目的としております。

対象は、小学校中高学年児童・障害がある子どもとその保護者。

参加費は、無料となっております。

このほか、資料といたしまして、企画書、事業予算書、定款等がございます。

以上の内容を、後援名義等使用承認要綱の規定に照らし、後援名義の使用を承認したいと考えるものでございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○丹羽教育長 この説明につきまして、ご意見、ご質問等はございますでしょうか。

○清水委員 これをお認めするのは問題ないと思っているのですが、事業内容のところでは文京区の児童及び障害児童ということで並列しています。障害がある方がいらしていただけるといいのかなと思うのですが、実際に募集をするに当たって、この障害の方に関して、来ていただきたいということをどのような形で示されるのかなと思ったので、そこを教えていただければと思います。

○教育総務課長 募集は、それぞれの小学校に依頼をするということでしたけれども、特に障害の方をということではなくて、障害のない子どもでももちろん参加できるということです。ただ、事業の趣旨的に障害の子どもというところをメインのターゲットにしておりますけれども、特段そのあたり、分け隔てなく募集をすると同っております。

○清水委員 基本は児童ということで、障害のある方も奮ってご参加ください、そのぐらいのところなのかなと思うのですが。

○教育総務課長 そのように認識しております。

○丹羽教育長 ほかにいかがでしょうか。

○中野委員 質問ではなく、感想になってしまうのですが、私はむしろ障害のない子にもこういう機会がいっぱいあるといいかなと思いました。工場自体は文京区にあるわけではないということで、小石川ロータリークラブが文京区で活動されているために、今回こちらでという流れになったのでしょうか。

○教育総務課長 小石川ロータリークラブが文京区内の子どもたちを対象に行う事業ということで、文京区の教育委員会の後援名義の申請の運びとなりました。

○丹羽教育長 よろしいですか。

それでは、お諮り申し上げます。ただいまの件につきまして、提案理由のとおりお認めしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○丹羽教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

#### 第17号議案 「寺子屋日々喜 春祭り」の後援名義の使用について

○丹羽教育長 次に、第17号議案「寺子屋日々喜 春祭り」の後援名義の使用についてです。

この件について、説明をお願いします。

○教育推進部長 ただいま議題となりました第17号議案、「寺子屋日々喜 春祭り」の後援名義の使用につきまして、提案理由をご説明いたします。

1 ページの後援名義使用申請書をご覧ください。

申請団体は、NPO 法人寺子屋日々喜。

代表者は、海老澤敬子でございます。

事業名は、寺子屋日々喜 春祭り。

実施は、令和8年3月26日(木)を予定しております。

実施場所は、茗溪会館でございます。

本事業は、昔遊び体験を通して高齢者と子どもたちの交流の場所を提供するとともに、思い出に残る春休みをつくることを目的としております。

対象は、小学校6年生までの児童と保護者。

参加費は、無料となっております。

このほか、資料といたしまして、企画書、事業予算書、定款等がございます。

以上の内容を、後援名義等使用承認要綱の規定に照らし、後援名義の使用を承認したいと考えるものでございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○丹羽教育長 この説明につきまして、ご意見、ご質問等がございますでしょうか。

○清水委員 大変すばらしい企画だと思います。1点、細かいところなんですけれども、5ページの「注意事項」のところに、同伴者がゲームに参加するときは「1ゲーム100円で」とあります。これはどのくらい参加されるかわからないですが、ある程度推定して、それで100を掛けて、これを収入にしないでいいのかということをお伺いしたいと思います。

○教育総務課長 基本的には、子どもが参加する、子どもが遊ぶというイベントですので、保護者の方、同伴者の方というのは恐らくないだろうという想定ですけれども、もしある場合にはこのような形でいうところ、予算上は、あっても少ない、あるかどうかわからないぐらいのことなので、この経費の予算上には載っていないと理解しています。

○丹羽教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮り申し上げます。ただいまの件につきまして、提案理由のとおりお認めしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○丹羽教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

#### 第18号議案 令和7年度学校保健・学校給食に関する表彰について

○丹羽教育長 続きまして、第18号議案「令和7年度学校保健・学校給食に関する表彰について」です。

この件について、ご説明をお願いします。

○教育推進部長 ただいま議題となりました第18号議案、令和7年度学校保健・学校給食に関する表彰につきまして、提案理由をご説明いたします。

1ページをご覧ください。1の健康努力児童・生徒表彰候補者ですが、小学6年生、中学3年生を対象として、小学校66人、中学校25人の計91人でございます。こちらは表彰審査会を開催し、候補者として選定いたしました。別紙1に学校名と候補者氏名を記載しております。なお、候補者氏名は個人情報であることから非公開としております。そのため、傍聴の方には氏名を非公開にしてお配りしておりますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

次に、2の学校保健優良校表彰でございます。表彰候補校は、小学校は4校で、小日向台町小学

校、湯島小学校、千駄木小学校、本郷小学校です。中学校は1校で、第十中学校でございます。同じく表彰審査会を開催し、候補校として選定いたしました。

裏面の2ページをご覧ください。次に、3の学校給食優良校表彰でございます。表彰候補校は2校で、林町小学校、汐見小学校です。こちらも同じく表彰審査会を開催し、候補校として選定いたしました。

別紙2から別紙4まではそれぞれの表彰要領を添付しております。

なお、令和3年度の文京区学校保健会総会において当面の間、表彰は各学校で実施することが決定しております。

以上、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○丹羽教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等がありましたら、お願いいたします。

○中野委員 こういうものがあるのを初めて知ったのですけれども、子どもはどのような基準で選ばれるのでしょうか。

○学務課長 推薦基準につきましては、基本的には、「健康について積極的な努力をして、成果をあげている児童・生徒」と要領で定めております。具体的には、例えば、スポーツでの活躍であったり、欠席が非常に少なく頑張っているとかいうところがありますけれども、そういう客観的なデータだけではなくて、今お伝えしたとおり、積極的な努力というところで数値化できないところもあるので、日ごろから教員が児童・生徒を見まして、表彰の対象者を決めるというやり方を進めております。

○中野委員 学校の中では、誰が選ばれたというのを皆の前で発表されたりするんですか。

○学務課長 表彰につきましては、この後、審査結果が出次第、各学校での表彰式という形を行っております。

○丹羽教育長 ほかにいかがでしょうか。

○中野委員 学校保健優良校のほうは、どういった学校、どういう努力をしたところが選ばれているのですか。

○学務課長 表彰の対象としましては、「心も体も健やかな児童・生徒を育てるため、優れた学校保健活動を行っている学校」を対象にしております。具体的には学校保健に資する、例えば研究を行って研究発表したり、その年に顕著な活動が見られた学校が表彰対象となっております。

○中野委員 感想になりますけれども、子どもは最近、皆勤賞とかも古いのかなとちょっと思っていたのですが、学校のほうはベストプラクティスとか、よい取り組み、何がよかったのかを共有していただいて、ほかのところに生かしたりできるといいのかなと思いました。

○丹羽教育長 ご意見ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

それでは、お諮り申し上げます。ただいまの件につきまして、提案理由のとおりお認めしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○丹羽教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

### 第19号議案 幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

○丹羽教育長 続きまして、第19号議案「幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」についてです。

説明をお願いします。

○教育推進部長 ただいま議題とされました第19号議案、幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、令和7年10月の特別区人事委員会勧告に基づく給与改定に伴い、規定の整備を行うものでございます。

新旧対照表をご覧ください。第5条第1項及び第5項において、欠勤等の日数から、高齢者部分休業、育児部分休業及び子育て部分休暇を除く旨を定めるものでございます。

施行期日は、令和8年4月1日でございます。

以上、よろしくご審議の上、原案のとおりご可決くださいますようお願い申し上げます。

○丹羽教育長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等はございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮り申し上げます。ただいまの件につきまして、提案理由のとおりお認めしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○丹羽教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

### 第3 報告事項

#### (1) 令和8年度文京区教育委員会主要施策について

○丹羽教育長 続きまして、報告事項に入らせていただきますが、報告の前にお諮りしたい件がございます。

報告事項の(7)は、「いじめの重大事態に係る対応について」でございます。文京区教育委員会会議規則第12条ただし書には、「人事に関する事件その他の事件について、教育長又は委員の発議により、出席者の三分の二以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。」と規定されており、本報告事項は、個人情報を伴うため、非公開としたいと思っておりますが、各委員の皆さん、非公開でご異議ございませんか。

(異議なし)

○丹羽教育長 ご異議がございませんので、非公開とすることに決定いたします。

それでは、報告事項に入らせていただきます。本日は7件ございます。

最初に、(1)「令和8年度文京区教育委員会主要施策について」です。この件について説明をお願いします。

○教育総務課長 それでは、資料第1号、令和8年度文京区教育委員会主要施策についてご説明いたします。

本区の教育委員会におきましては、毎年度主要施策を定めて、総合的に教育施策を推進しております。そして、主要施策の取組状況については、翌年度、事務局において点検・評価を行い、教育

委員会や議会へ報告を行うという流れで進めております。

次に、主要施策の内容についてですが、主なものについてご説明いたします。

まず、1の「学校教育等」の視点1の①「新しい未来に向けた教育活動の推進」として、区立学校に在籍する日本語の理解が不十分な児童・生徒に対して、日本語の習得や学校及び日常における生活・習慣への適応を支援するサポート教室を学校外で実施します。

続きまして、視点2の③「健康・体力の増進」のところになります。区立中学校の運動部活動の地域展開に関する実施計画に基づき、地域展開に向けた環境整備を進め、一部の部活動で実施している運営委託について、休日の合同部活動を実施するなどの取り組みを行います。

次に、視点3の④「家庭・地域と連携した学校・園づくり」で、学校運営に関する校長の権限と責任のもと、地域・保護者等も一定の権限と責任を持って学校運営に参画するコミュニティ・スクールの設置を進めます。

次に、視点4の①「教員の資質・能力向上、教育に専念できる工夫」で、法に基づく「業務量管理・健康確保措置実施計画」を踏まえ、学校・園における働き方改革をより一層推進し、教員の長時間労働のさらなる改善を図っていきます。

次に、3ページの2「文化財行政」になります。指定文化財等の特別公開や文化財講演会、子ども考古学教室の実施等により、文化財に対する理解や保護意識の醸成を図ります。また、区立元町公園の国名勝指定に向け、文化庁と協議の上、意見具申を行ってまいります。

最後に、3「図書館」でございます。3D書架の導入やシビックセンターへの受取ボックスの設置による利用者の利便性の向上、また、小学生及び中高生世代を対象とした電子書籍の利用環境の整備を行ってまいります。

資料第1号につきましてもの説明は以上です。

**○丹羽教育長** それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等がございますでしょうか。

**○中野委員** 2ページの視点4の①で、教員の働きやすさと働きがいの両立の話が出ていた件について質問します。

教員の長時間労働はどこでも問題になっていると思うのですがけれども、文京区の小学校を見ていても、土曜日の公開授業とかが年間で割と多いという印象を持ちました。運動会も、ダンスだけになっているけど、ダンスの振りつけとか先生たちはすごく大変そうだなとか、結構行事が多くて、先生たち、本当に頑張ってくださいという印象を持っています。業務量管理とか働き方改革というのは日々のことなのかもしれないですけど、そういった全般的に行事のあり方とかを見直そうとかそういう動きはあるのかどうか、教えていただけますでしょうか。

**○教育指導課長** 今お話がございました件ですが、まず、土曜日授業については、以前は文京区では年間10回。それを現在は小学校が4回で、中学校の土曜授業は5回となっております。例えば中学校ですと近隣の小学生が学校を選ぶ際に、授業をしっかりと開いてそこを見ていただいて参考にしていただくという目的等がございますので、4回が適切であると判断しております。

また、コロナ以降、学校のほうで行事の精選というところで、運動会や学習発表会については種目を絞り込んだり、一日の時間を短くするなど、各学校が配慮を行っております。

教員の負担軽減というところでは、例えばスクールサポートスタッフや、一番忙しいと言われて  
いる副校長には副校長補佐、それから、エデュケーションアシスタント等を配置しております。こ  
うした人的配置によって先生方の日ごろの業務負担等を軽減するような対策をとっております。

また、時数の問題です。今ちょうど教育委員会では来年の教育課程の編成に各学校とともに当た  
っているのですけれども、その中で時数を軽減するといったことも各学校は考えて教育課程を編成  
しております。

○丹羽教育長 よろしいですか。

○中野委員 大分絞込まれているというご説明をありがとうございます。いろいろな学校でゼロ  
から先生たちが考えてつくるみたいなものを共有して学び合うみたいなのところができる、も  
っといいのかなということも思いました。

○教育指導課長 例えば、新しいこととなりますと、区の新しい施策あるいは東京都の施策、そう  
いったものがあるときには必ず我々教育委員会のほうで、事前に校長先生方に集まっていたいで  
詳しく説明して、また必要に応じて研修会等を開いておりますので、そういったケアは今後も行っ  
ていきたいと考えております。

○丹羽教育長 ほかにいかがでしょうか。

○福田委員 前々回ぐらいでしたか、令和7年度の点検・評価等のサマリーをしていただいたかと  
思うのですが、それを受けて令和8年度は何を主要施策に入れ込み、どういう背景でこういう主要  
施策が決まっていたのかといったところの背景、経緯をご説明いただけるとありがたいです。

○教育総務課長 主要施策につきましては、その年度その年度に教育を取り巻くさまざまな状況で  
すとか区政の動き、そういったところを踏まえまして、毎年策定しているところです。

以前ご報告させていただいたのは令和6年度の点検・評価ですけれども、事務局としてはこの主  
要施策をつくる前に点検・評価をしておりますので、その内容も踏まえて考えているところです。  
この点検・評価の結果を踏まえて具体的にどの部分がこうなったというのは今すぐお示しするこ  
とはできないんですけれども、全体としては、主要施策のどれを選ぶかということもそうですし、選  
んだものの中での書きぶり、今後こうしていきますというところは点検・評価を踏まえて記載して  
いるところがございます。

○福田委員 いろいろ点検・評価を踏まえて策定されていることは理解しているんですけれども、  
例えばぱっと見たときに、日本語の理解が不十分な児童・生徒に対して支援、サポートする、これ  
が主要施策になった経緯とか。あと、いろいろなアンケートもとられている中で何を文京区として  
課題意識を持って取り組んで盛り込まれた、そういうのを今回ではなくていいのですけれども、教  
えていただけると、何となくずっと入ってくるのです。これだけ見ても、はあそうかという形にし  
かならなくて、例えば「確かな学力の定着」ですけど、英語の定着はすごく大事だとは思いつつも、  
日本人は日本語を改めてもっと学んだほうがいいんじゃないとか、いろいろなアンケートをとる  
中で、あえてこれを主要施策に選んでいる、その経緯を聞きたいと思った次第です。

○教育総務課長 それはまた改めてお示しさせていただければと思います。今そのあたりが明確に  
は……。

○教育指導課長 今、課長からお話がありましたが、1つの具体例として、先ほどの視点2の部分

「確かな学力の定着」については、文京区では以前から英語力向上というところで英検等の措置をとっています。そこの一番上の部分にALTの派遣を小・中学校で行っていたのですが、来年度からはモデル実施ということで、ことし5園で実施して、幼い子から英語に親しむ、そういった場面をつくるというところで、来年は全幼稚園でALTを導入して、年間10回ぐらいの回数で指導していく。そんなところを1つの具体例として新たな取り組みの主要施策を考えております。

○丹羽教育長 補足しますと、教育委員会の施策は本当にたくさんあるわけで、どれもとても大事なことばかりだと私は思っています。その中で年度ごとの主要施策は、来年度特に力を入れたいとか、今話があったように新しく取り組みが拡充したものとか、新しく取り組むものとか、時代に合わせて必要になってきたものとか、そういったものを選んでいくという感じなのです。だから、ここに載っている以外のものは別に重要じゃないという意味ではなくて、ここは今年度特に頑張らなきゃいけないというところを選んでいく部分がございます。熱田さん、いいですか。

○教育総務課長 そのとおりでございます。

○丹羽教育長 何から選ばれているのかということですよ。

○福田委員 はい。

○丹羽教育長 そういった観点で選んでおりますので、ほかにも重要な施策はたくさんございます。でも、何でも聞いていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

ほかにいかがでしょうか。

○清水委員 教育委員会の主要施策ということなんですけれども、先日、2ブロックの教育委員会で、あちらは重点施策で16項目あって、新規4つ、レベルアップ1つということでした。内容はかなりオーバーラップしているのですけれども、必ずしも一致していません。この辺の位置づけ、これは主要施策ですけれども、重点施策との関係はどうなっているのでしょうか。

○教育総務課長 区の重点施策というのがまたありまして、その中で教育委員会の事業がございます。今回のこの主要施策につきましては、区の重点施策に位置づけられた事業もおおむねここに掲載されております。これはいろいろな要素の中で、重点施策も踏まえて選ばれているといったことになります。区の全体の重点施策の中で、教育に関する部分が、今、清水先生がおっしゃった事業でして、これは教育委員会としての主要施策ということになります。

○清水委員 あの重点施策も教育委員会から出したものと考えていいのか。それとも、それが決まった後に教育委員会の主要施策になっているのでしょうか。

○教育総務課長 教育委員会のほうで、区長部局にこういったものを出したいと出して、選ばれたものがあの重点施策になります。その結果も踏まえて、では来年度教育委員会として主要施策をどうしていこうかというところで作成されたものとなります。

○清水委員 オリジンは同じだということで、よろしいんじゃないかと思えます。

○丹羽教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございました。

## (2) 大塚四丁目仮校舎整備方針について

○丹羽委員長 それでは、次の報告事項に参ります。「大塚四丁目仮校舎整備方針について」です。ご説明をお願いいたします。

○学務課長 それでは、大塚四丁目仮校舎整備方針につきまして、ご報告いたします。資料のP 4をご確認ください。

本方針は昨年6月に取得しました大塚四丁目の区有地に、学校法人の賃貸借契約が終了する令和9年7月以降遅滞なく仮校舎の建設に着手するため、仮校舎の整備の方向性を定めるものでございます。

以下、主立ったところをご説明いたします。

P 6をご覧ください。1「仮校舎の構造」は重量鉄骨造とし、2「配置計画」では、現在東邦音大が建っている形と同じ春日通り側に校舎を、東側を校庭とすることを記載しております。3「仮校舎の必要諸室等」についてですが、最初に小日向台町小学校の改築で活用することから、小学校に必要な構成とした上で、中学校で使用する場合の教室転用も想定した設計といたします。また、今後活用が想定される周辺の学校の将来的な最大級数が24クラスを超えない想定であることから、(1)普通教室等について以下、これまで改築を行った学校の整備方針から仮校舎の運営に必要な諸室を並べて記載しているところでございます。

P 8までお進みください。その中で、(4)体育施設についてですが、体育館は整備する一方、プールは仮校舎には整備せず、近隣の区有施設及び隣接区を含めた民間施設のプールの活用を視野に入れて検討してまいります。なお、中学校で必要となる格技室は小学校利用時には第2体育館として活用することから、あらかじめ整備する予定であります。

(5)の運動場については、直線50メートルと100メートルトラックを確保できるよう整備した上で、P 9の④に記載のとおり、外部施設を利用する場合や通学手段の1つとしてバスを利用することも想定し、敷地内でバスの乗り降りができるスペースを確保する案について検討するものいたしました。

(6)育成室については、小日向の改築では茗荷谷研修所に幼稚園の仮校舎とともに整備していることに加え、今後使用する学校においても、学校敷地の外に育成室がある場合がございますので、仮校舎内には整備いたしません。仮校舎内にも必要に応じて転用できるよう部屋は確保する予定でございます。なお、育成室への移動については登下校の手段とあわせて検討いたします。

また、(7)の③に記載のとおり、その他行政機能として、現時点では災害対策に資する機能を持たせることが決定しているほか、大塚四丁目の地域の行政需要を考慮した施設の併設について区長部局と調整してありまして、災害時用物資の備蓄拠点等を整備することとしております。

最後、P 10をご覧ください。今建っております東邦音大の既存校舎については、建物のほとんどが旧耐震であること、また、新耐震の8号館も特に小学校の仮校舎として使うためには全面的大規模な改修が必要なこと等から総合的に判断しまして、解体する方針としております。

3「想定スケジュール」につきましては、昨年6月にご報告したのから変更はしておりませんが、令和12年度の供用開始は現時点における最短の想定であり、詳細は設計業務の中で検討してまいります。

報告は以上となります。

○丹羽教育長 この件につきまして、ご意見、ご質問等がありましたら、お願いいたします。

○中野委員 前回、メール審議のときにもメールで送らせていただいたのですが、やはり移

動手段が気になります。行きしぶりのあるお子さんとか不登校の子が、遠くなることでさらに行きにくくなるということができるだけ防げるように、普通の時間以外の移動をどうするかとか、そのかわりになるようなスペースをどこかに設けられるのかなどもあわせて検討していただければと思います。

○学務課長 移動手段につきましては、まず最初に小日向台町小学校で使いますので小日向台町と打ち合わせていこうと思いますが、各学校の環境等を相談しながら、今委員からご指摘いただいたことも含めまして、今後検討してまいりたいと思っております。

○清水委員 仮校舎の利用に関して、どこの小学校、中学校が使用するかという順番みたいなものは既に決まっているのですか。

○学務課長 資料のP5をご覧ください。仮校舎は複数で使うことを想定してはおるのですが、具体的には公共施設等総合管理計画の中にこれから改築等が見込まれる学校を示して、そこから抜粋したのがこの表になります。こちらの学校から活用するということまでは考えていますが、具体的に次はどこかは今後、文京区の総合戦略の中でお示ししていきたいと考えております。

○清水委員 早くインフォメーションしないと、それほど遅くはないと思うんですけども、例えば学校選択制により、中学校の入学者数に影響してくることも考えられるのではと思うんです。

○学務課長 その点、おっしゃるとおりかと思えます。まず、仮校舎の供用開始が令和12年度。そこから小日向台町小学校の建設が始まりますので、いましばらくは、仮校舎活用はこの先5年、6年にかかるかなというところがございます。それまでの間に総合戦略のほうも毎年度更新していきますので、決定し次第、広くご案内していきたいと思っております。

○福田委員 仮校舎になるので、当然、在校生に不便をかけることになると思うんです。この紙だけ見ていると、教育委員会として一体何に最も配慮して検討すべきかがなかなかわかりづらいのですが、順次改築というのは今後も起こり得ることだと思うんです。我々は何に一番意識を向けるべきなのか、その濃淡のところをもう少し、もしくは今持たれている問題意識、課題意識はどういうところにあるのかをざっくりで構わないので教えていただけるとありがたいと思っております。

○学務課長 1つには、清水委員からもお話がありましたが、この学校、要は仮校舎を使うことになる方にとっては、そこに通うのだという意識もありますので、学校の環境として学校施設が、子どもたちが行きたくなる施設であることはしっかり用意したいと思っております。距離はあって遠くへ行くのに、仮校舎があまりにも魅力がないような校舎ではいけないと思っております。今、先行自治区でも同様に仮校舎を建てて改築のために何校か使うというやり方をされていて、視察にも何か所か回っておりますが、いろいろな工夫をして通常の学校施設と同等に使えたり、使い勝手だけではなくて、仮校舎なんだけど、見栄えもきれいな新校舎だなという建物にしたり、そういった工夫も必要かと思っております。学校に必要な施設で、そして仮校舎として使える機能面だけでなく、子どもたちが行きたくなるような学校であるように考えていきたいと思っております。

○福田委員 1点だけ。運動場のところは、なるべく広めにとは書かれているのですが、そうは言ってもやはり運動会ができるような広さにはならないんですかね。

○学務課長 敷地面積が、本区でいうと湯島小学校の面積と同じぐらいあります。あとは校舎の大きさととの配分ですが、今必要な、普通教室だと24教室入れて、プラス特別教室を入れるという建物

の規模感であれば、運動会は自校開催が可能な校庭がとれるものと考えております。

○中野委員 今のやりとりを伺っていて、なるほどと思ったのですが、むしろこの仮校舎を同等どころか、ほかの学校より魅力的なぐらいにできたら、多少不便でも、この間を楽しめるのかなと思いました。ちょっと先進的な空間の使い方とか、例えば図書室がほかとは少し違う、最新技術も使っているとか、そういう魅力的な点があると、この工事の期間、そこの学校を控えようみたいな動きが回避できたりするのかなと思ったのですが、そういうことはどのくらい可能なんですか。

○学務課長 仮校舎という性質上、あとは今回のスケジュールでも、今、小日向台町小学校の改築に活用しようということで、せっかく確保できました敷地ですので、できるだけ早いタイミングから改築を着手したいという思いもございます。一方で、委員ご指摘のとおり、施設への魅力を持たせるということも必要かと思うのですが、うまくその間をとるところかと思っています。今は重量鉄骨でつくることを検討しておりますので、RC、鉄筋コンクリートでつくる普通の改築に比べると制限はございますが、その制限の中でできる空間の使い方を工夫したいと思います。また、学校の運用面で特徴を出せることがあればというものも含めて、委員ご提案の部分も検討してまいります。

○丹羽教育長 ほかにいかがでしょうか。ありがとうございます。

### (3) 文京区立中学校部活動地域展開実施計画 2026 (案) について

○丹羽委員長 それでは、報告事項(3)「文京区立中学校部活動地域展開実施計画 2026 (案) について」でございます。

○教育施策推進担当課長 資料第3号、文京区立中学校部活動地域展開実施計画 2026 (案) について説明いたします。

本計画案につきましては、4月の定例会で素案を報告した後、8月に実施したパブリックコメントと2つの会議体での議論を踏まえ、この案として取りまとめたものです。

初めに、1「概要」からご説明いたします。国のガイドラインでは、地区の推進計画を策定し、休日の部活動の地域展開を進めるよう示されております。また、部活動改革について検討する国の会議体の最終取りまとめでは、令和8年度から10年度までの間に確実に部活動の地域展開に着手し、休日については令和13年度までに原則として全ての学校部活動において地域展開を実現することを目指すとされております。これらに基づき、本区の休日の部活動の地域展開を推進するため、実施計画を策定することとしております。なお、本区では、休日における文化部の活動は、吹奏楽部を除きほとんどないことから、本計画は運動部活動を対象とした計画となっております。文化部の地域展開の実施につきましては、今後の検討課題となります。

次に、2「文京区立中学校部活動地域展開実施計画 2026 (案)」につきましては、P3以降となっております。

次に、3「計画の主な内容」です。主な取り組みの1つが、段階的な地域クラブ活動への移行となります。本計画では、令和9年9月、休日の地域クラブ活動を部分的に開始し、令和10年9月、休日の地域クラブ活動を全面的に実施することとしております。4月の定例会で報告いたしました

素案では、段階的な取り組みとして合同部活動から始めることとしておりましたが、委員の皆様からご意見をいただくとともに、検討会議でも議論した結果、合同部活動ではなく、休日の地域クラブ活動を部分的に開始することから始めることといたしました。また、検討会議では、小学生やその保護者が部活動の地域展開についてよく理解した上で区立中学校を選択できるようなスケジュールにすべきであるとの意見があり、議論を重ねた結果、開始年度を令和9年度といたしました。

次に、4「休日の部活動の地域展開が実施された場合のこれまでとの違い」です。1点目としましては、生徒が休日に活動したい競技を選べるようになることが挙げられます。2点目としましては、生徒は会場校に移動する必要があります。3点目としましては、指導者が教員でなくなります。地域クラブ活動の運営と生徒への指導は委託先の企業や団体が行うこととなります。4月の定例会では、指導者が教員でなくなる場合の懸念事項も委員の皆様からお示しいただいております。そのため、委託先には十分な資質を備えた指導者の育成を要請していく必要があると考えております。

最後に、5「今後の予定」は記載のとおりですが、本計画案については、今月に予定されております文教委員会で報告した後、3月の教育委員会定例会で議案として提出し、策定する予定としております。

説明は以上となります。

○丹羽教育長 それでは、この件について、ご意見、ご質問等がありましたら、お願いいたします。

○清水委員 休日における部活動に関しては、教員は任意で参加していいのか。あるいは、絶対参加不可なのか。いかがですか。

○教育施策推進担当課長 順番として、休日は地域クラブ活動となるため、指導は教員から離れることとなります。こちらが原則です。ただ、一方で、部活動の指導に携わりたいという教員が一定数おります。そういった教員に関しては、引き続き部活動も実施できるという形をとっております。

○清水委員 今、私がお伺いしたのは、指導ではなくて、単なる参加という、見学みたいな形で見に行くことがどうかということだったのです。ただ、指導も可ということになれば、それも当然可ということですね。わかりました。

○中野委員 すごく基本的なことかもしれないんですが、中学生は地域クラブに休日参加すると、もう完全に個人としてこの競技に参加するという形になるんでしょうか。それとも、部活というと、例えばチームでやるものであれば、何々学校として団体で出るということが多いかと思うのですが、そういう枠組みは一定残して、学校の部活をここでやりますという形になるんでしょうか。

○教育施策推進担当課長 単純化して説明申し上げますと、学校でやっていた部活がよその学校でやる形にはなります。ただ、そこは会場校になるので、1校だけではなく、複数の学校が集まってそちらで活動することとなります。

○丹羽教育長 今、中野委員は、個人個人で休日の地域クラブに参加するんですかという質問だったと思うんですが、それについては。

○教育施策推進担当課長 地域クラブ活動に参加する、参加しないはあくまでも個人での選択となりますので、参加は個人単位となります。

○福田委員 今の中野委員と質問が似ているかと思うのですが、例えば何々中学卓球部に所属して、

休日の活動は何々中学卓球部の活動としての延長になるのか。これを見ると、競技まで変えても構わないということになっているので、そこは分断されているのかといったところをお聞きになりたかったのかなと思ったのですが。

○**教育施策推進担当課長** 平日の指導と平日の活動、休日の指導・活動は分けて考えることになります。

○**福田委員** ちょっとだけ表現を変えると、指導者が変わることは理解できるんですが、所属も変わるという理解でいいんですか。要は、何々中学卓球部だったのが、地域卓球クラブへの活動となるのか。そこが分断されているのかどうかということかなと思って。

○**教育施策推進担当課長** 委員ご指摘のとおりで、何々中学卓球部から地域クラブの卓球クラブということで、違う所属になります。

○**福田委員** そうなったときに、中体連への公式戦にはどういう形での参加になるんですか。

○**教育施策推進担当課長** 平日の部活動はまだ残りますので、中体連の大会への参加は平日の中学校ごとの参加になります。

○**中野委員** そうすると、大会とか試合は結局土日にあると、今までの枠組みのまま教員もついていってみたいな形になってしまうんですかね。

○**教育施策推進担当課長** おっしゃるとおりで、大会の引率、大会の運営に関しては、教員が引き続き担うことになります。

○**丹羽教育長** 部活の外部指導員が連れていくということはなかったんですけど。

○**教育施策推進担当課長** 学校によっては部活動指導員を配置しているところがございます。部活動指導員は教員にかわって引率もできますので、学校によっては、部活動によっては教員にかわり、大会への引率等を部活動指導員が行っているところもございます。

○**福田委員** そうなると、例えば団体競技だったときに、何々中学校バスケ部は多分各校で5人ぐらい集まると思うんですけれども、平日は自分の中学校で活動して、休日は地域の合同クラブでやります。そのときには公式戦には自分が所属している中学校の何々中学バスケ部として出ます。一方で、サッカーとか人数が多いスポーツは単独でチームが組めません。今、音羽中学校と三中だけですけれども、彼らはそれぞれ学校の部活動として活動しています。だけど、ほかの中学校の子たちは、要するに公式戦に出る機会はないということですね。例えば、ほかの中学校でサッカー部がない、けれども週末の地域クラブのほうに参加する子たちは公式戦には引き続き出れないという整理になるのですね。

○**教育施策推進担当課長** 中体連への大会の参加は二重登録ができないので、今の話ですと、第三中学校と音羽中学校のサッカーに他校の子が加わって一緒にサッカーの大会に出たいとなったときは、平日その子は例えばバレーボール部であれば、バレーボールの中体連の大会に基本的に出ながら、サッカーもやりたいということになってしまうので、二重登録として、あっちもこっちも出ることはいけません。ただし、中体連でない大会、サッカーももちろん中体連主催でない大会は多くございます。区民大会であったりとか、そういった大会には出ることができますので、やはりせっかく集まった仲間と大会等に出たいという気持ちは出てくると思うんです。そういった意味では、大会を選んで集まったメンバーで参加することは可能でございます。

○**福田委員** 今の質問はかなりディテールな部分であるので、細かいところまで聞いてしまってもみません。整理されていることはよくわかりました。ありがとうございます。

あとは休日の指導をする団体をどう選定していくのか。あくまでも部活動は生活指導の一環であり、学校の生活指導とは切っても切り離せない関係だと思うんですけれども、その中で、週末に指導してくれる地域のクラブというものをどういう基準で、誰がどういうふうを選定していくのか。そのあたり、もし決まっているんだったら教えていただきたい。

○**教育施策推進担当課長** 部活動が地域展開された場合、その地域展開の運営をどこに委託するかに関しては、基本的にはプロポーザルになるんだらうと今のところは予想しています。ただ、今後検討していかななくてはならないと思うんです。

全国的にこの地域展開は推進されているので、この地域展開を運営できる事業者は今、多く出てきています。そういった事業者とコミュニケーションをとりながら、候補となる事業者を見定めつつ、プロポーザルになり、そのプロポーザルの中で基準を定めて、プロポーザルの委員の皆様に判定していただくことが基本になるのかなと思います。

その際、過去に実績があるか否かであったり、指導者の研修の仕組みがどのようになっているのかなどが恐らく基準の1つになってくるんであろうと予想しております。

○**福田委員** 今のお話を伺うと、地域展開をするに当たって、まるっと1つの業者さんにお預けするという理解で合っていますか。

○**教育施策推進担当課長** 他区ではそういった事例もございます。一方で、他区では1競技ごとに事業者をお願いするところもございます。半分ぐらい1競技ごと事業者をお願いして、残った半分を一括でお願いする事例もあります。そういった意味では、文京区にとってはどのパターンがベストなのか、ベターなのかということは今後検討会議でもしっかり検討していきたいと思っています。

○**福田委員** あくまでも参考意見として聞いていただければいいと思うんですけれども、事業者の選定を行政がやるのはなかなか難しいと思っています。例えば、このバスケクラブだったら信用できるとか、サッカークラブだったら信用できるとか、基準をつくるのもなかなか難しいと思うんです。これはあくまでも私の試案でしかないのですけれども、各競技で地域の協会があると思うんです。例えばサッカーだったら、日本サッカー協会があり、東京都サッカー協会があり、バスケットボールも同じような形で、各都道府県の協会があり、その上に統括団体としての日本バスケットボール協会がある。地域の協会、東京都の協会はその地元のクラブの活動実績とか、どういう人たちが運営しているのかをバイネームでわかっている。その人たちの経歴も含めてよく理解しているんです。そういうところと連携しながら、少なくともスポーツに関しては、柔道にしたって、バスケにしたって、サッカーにしたってそういう地域の協会と組みながら、そこでフィルターをかけて選定されていくのがいいのではないかなというのが私の思っていたところで、それが競技団体というか、その地域のクラブの活動の信頼性というもの、手触り感が一番お持ちなのではないかという気がするので、参考にさせていただければと思います。

○**教育施策推進担当課長** 今いただきましたご意見は、年度が明けましたら検討会議が始まりますので、そちらのほうもこの定例会で出た意見として皆さんと共有しながらこれからの参考にさせていただきたいと思っています。ありがとうございました。

○中野委員 細かい質問が幾つかあるんです。1つは、既に区立の施設とかを使って、土日に習い事として、ある種お金をとってやっているところがいっぱいあると思うんですけど、そういうものが既にあるとしても、これはこれで区立の中学生向けということで新たに始めるということによろしいですか。

○教育施策推進担当課長 今、中野委員ご指摘のとおりでございます。既に何々教室は存在するのですが、それとは別に区立中学校のための地域展開というふうに進んでいくこととなっております。

○中野委員 じゃ、全体でこの競技とこの競技とこの競技を何カ所でやりましょうみたいな形になって、会場は例えば卓球だったらここを毎週使います、この事業者にお願いしますという形で1年間とか回すというイメージですか。

○教育施策推進担当課長 まず、競技の数に関しては、今、部活動としてやっている競技はしっかり確保して、生徒の活動を保証していきたいと思っております。会場に関しましては、区立中学は10校あるのですけれども、その中で1つ、2つということで会場校に定めて、そこに集まってやる形になるものと想定しております。

○丹羽教育長 ほかにいかがですか。

○福田委員 個人レベルで週末の活動に参加するとなったときに、誰の監督下というか、部活動だったら顧問の先生の監督か監視か、その責任のもとに生徒を見ていると思うんですけども、個人で参加するとなったときは、もはや学校の部活動ではなくなると思うんですね。そうなったときに、僕は頭が整理できていないだけなんですけれども、誰が……。顧問がいる部活動のもとの活動ではなくなって、さっきの中野委員の質問になるのですが、個人での参加となると、どういうふうに……。会場校へ移動が生じるとありましたけれども、そこで起きたこと、もしくは土日のクラブ活動におけるトラブル解決に当たって、誰が責任——責任という言い方はなんですけれども、そこにコミットするというか、かかわることになるのかなというのが、ちょっとイメージが湧かなかったのです。

○教育施策推進担当課長 その場合は休日の地域クラブ活動を委託した先、スポーツクラブであったり、企業であったり、そちらが運営の全責任をとることになります。けががあった場合であったり、生徒間でトラブルがあったり、そういったことも含めて運営者が責任を持って運営をしていくことになります。

○福田委員 その際に、少し意識しておいていただきたいと思うのは、今度は私設の地域クラブだと、問題児がいたり、トラブルを起こす子がいたら、退会してもらうことが可能だと思うのですけれども、これが部活動の地域展開という形で、それを当日運営するという形になると、受託した企業もしくはスポーツクラブ側は断れなくなるというか、ある意味、言われたい放題になる部分もあって、その受託する団体側を守る施策もちょっと考えておいたほうがいいのではないかな。地域のクラブを見ていると、小学生、中学生の問題がたくさん起きていて、最後は退会してもらえれば、自分たちのクラブを守ることができるんです。やはりいろんな保護者の方がいらっしゃるんで、保護者とのトラブル、いろんなことがあるのですけれども、そこを退会という形で各団体は自分たちを守ることができるのです。この仕組みだと、それがなかなかできないのではないかなという気が

ちょっとしたので、そういう視点も持つておいていただけるとありがたい。過剰なサービスを要求する形になってしまうと、受ける団体がいなくなってしまうんじゃないかなと思ったところではあります。

**○教育施策推進担当課長** 部活動の地域展開を既に実施している他地区は多くございます。そして、運営を事業者に委託しているところも多くございますので、そういったところでの事例と、今、委員からいただいた意見を参考にしつつ、今後推進してまいります。

**○中野委員** ほかの地区での事例でも、平日と休日の違うものが選べる取り組みというのはされているのですか。

**○教育施策推進担当課長** 1点、確認なのですが、平日と休日を切り分けたということですね。国が、まずは休日から地域展開をやりたいとガイドライン等で示しているところですので、多くの地区はまず初めの一步として休日から地域展開していきましょとやって、他地区においても平日と休日を切り分けてやっております。

**○丹羽教育長** ただ、休日も平日も一遍に出しちゃいますという自治体もあります。

**○中野委員** 今、福田委員がおっしゃっていた、受ける側がいなくなっちゃうと困るという話と表裏で、子どもたちのほうも平日やっていたらいいやという形で、結局土日はあまり行かなくなっちゃうたり、複数の学校が一緒になってやるメリットもすごくあると思うんですけど、1つの学校はすごくいっぱい来て、それで空気が占拠されちゃって、ほかの子は参加しにくいとか、結構いろんなことが起こり得そうだなと思いました。

逆に、部活動とは切り分けて、休日も体を動かす機会があって、それが区立の中学生に関しては、ある意味無料で行ける機会みたいに捉えたほうがいいのかもなみたいなことも頭で考えていたのです。こういう形でうまくいっている自治体があるなら大丈夫なのかなと思って、質問しました。

**○教育施策推進担当課長** 資料第3号のP12をご覧ください。地域展開したときのイメージとして4点お示ししてございます。「新たな出会い」の場である、生徒が「やりたい」と思うことが実現できる場である、「同じ目的」をする人たちが集まってくる、そして「第3の場所」になり得るというふうな、これまでの部活動とは違ったものというイメージをつくりながらやっていきたいと思ます。

先ほど、仮校舎の話で、むしろ共有スペースなどで、行ってみたいと思うようにしたらいいんじゃないかというお話があったと思うんです。同じことだと思うんですね。こちらも、行ってみたい、行ってみたい。自分の学校には野球がなかったんだけど、土日であればこの地域クラブ活動に行けば、やりたかった野球ができる。あるいは、今まで文京区になかった競技を始めたとしたら、それはちょっと行ってみたいというような場にしていける。中野委員ご指摘の、ひょっとしたら土日は行かなくなってしまう生徒も一定数いると私たちも考えています。そういった子たちにとっても、行ってみたいと思うものにしていきたいと考えております。

**○教育推進部長** 熱心なご議論、本当にありがとうございます。私も検討会のメンバーとして学校の現場の先生たちのご意見も聞きながら、また、保護者の方の意見も聞きながら今まで来たところです。課長が説明していましたが、まず国がこういったスキームをつくってやっていきたいと思いますということなので、基礎的自治体である我々は国のガイドライン等に従ってやっていこうということ

になっていて、一部の自治体ではいきなり全部というところもありますが、本区では非常に困難であろうという認識です。ですので、まずは休日の部分について地域展開をしていきたいと思いますという形にしていくのが文京区にとってはいいのかなという認識でいます。

休日だけになってしまうので、今、委員の方々からさまざまなご意見、ご懸念等が出ましたけれども、それについては今までも十二分に、現場をよく知っている教員等からもお話を伺っていますし、保護者の方からも伺っています。さらに今回、委員の先生たちからいろいろなご意見ですとか、参考になるものが出ましたので、そういったものをしっかり踏まえながらやっていきたいと思っています。

もう一点は、当然子どもたちのことを中心に考えるということもありますけれども、この制度設計のもう一つの柱としては、教員の長時間労働。長時間労働ということで、教員になる若者が今、少なくなっているというのが教員の採用倍率などでは如実にあらわれていて、全国的に危機的状態である。東京都の場合も危機的な状態である。部活動については今まで教員の、言葉は適切ではないかもしれませんが、やる気だけに支えられた部分を、制度として長時間労働の解消に向けてという主眼が1つでございますので、そういった点をしっかりと踏まえながら、文京区としてもまずは休日のという形で展開していきたいという形でスケジュールをしているところでございます。  
**○丹羽教育長** ほかにいかがでしょうか。ご意見やご質問があれば、いつでもお知らせいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

#### (4) 令和7年度文京区教育研究奨励費受給者の決定について

**○丹羽委員長** それでは、次に報告事項の(4)「令和7年度文京区教育研究奨励費受給者の決定について」でございます。この件について、説明をお願いいたします。

**○教育指導課長** それでは、資料第4号、令和7年度文京区教育研究奨励費受給者の決定について、ご説明させていただきます。

文京区教育研究奨励事業実施要綱に基づき、区立幼稚園、小学校、中学校の教職員で優秀な研究成果を挙げた者に対して、個人奨励として丹羽教育研究奨励賞、グループ奨励として石黒教育研究奨励賞を授与するものです。本日は概要をご紹介します。

丹羽教育研究奨励賞でございますが、受給者、文京区立金富小学校、山崎哲平主幹教諭でございます。研究主題は「生活科におけるめあてに即した振り返りが児童の自覚的な学びに与える影響の検討」となります。本研究は、小学校2年生の生活科で児童が毎時間自分のめあてを設定し、授業終了時に振り返る活動を繰り返し行うことで自覚的な学びにどのような影響があるのかを調査いたしました。振り返りや記述を分析した結果、単元後半になるほど友達との情報共有や作品の質向上に関する記述が増加しました。これにより児童が自分の学習を客観的に捉え、計画実行を評価するサイクルを身につけ、自主的に学ぶ力が高まったことが示唆されました。低学年から自覚的に学ぶ経験を積むことの有効性が確認できました。

続いて、石黒教育研究奨励賞でございます。受給者、文京区立第八中学校、下田久美子主幹教諭・他6名のグループでございます。研究主題は「自己調整力を高める一斉授業の在り方」となります。本研究は、中学校の一斉授業で、生徒の自己調整力を高める方法を探りました。自己調整力とは、

学習を通して目標を持ち、振り返りながら取り組む力です。全校アンケートと授業実践から効果的な指導として4点を提案しています。1点目は単元全体の学習計画を示すこと、2点目はグループ活動で他者の考えに触れる機会を設けること、3点目は毎時間学習内容だけでなく、学習方法も振り返らせること、4点目は振り返りで見つけた改善点を次の授業で実践させることです。特に、他者との意見交換や振り返りの活動継続が生徒の主体的な学びを促すことが確認されました。

説明は以上でございます。

○丹羽教育長 この件について、ご意見、ご質問等がありましたら、お願いいたします。

○中野委員 質問です。大学の研究とかだと、まず研究計画を出して、お金をもらってやり始めるというのが多いんですけど、これはそういうものではなくて、いろんなグループとかが授業研究をしていって、事後的にその中から表彰しているという理解でよろしいでしょうか。

○教育指導課長 教育指導課のほうで研究奨励で今年度やっている学校は把握しています。また、先生方でもそういった研修に参加されたり、大学院に行って勉強されている先生は把握されていません。そうした先生方の優秀な活動や研究報告を年度のこの時期に我々のほうで選定させていただいて、その中から選んで受給者として決定しているものでございます。

○丹羽教育長 ほかにありますでしょうか。よろしいですか。ありがとうございました。

#### (5) 学校運営協議会設置校の指定について

○丹羽委員長 それでは次に、報告事項(5)「学校運営協議会設置校の指定について」です。

○教育指導課長 それでは、資料第5号により、学校運営協議会設置校の指定について、ご報告いたします。

本件は、文京区学校運営協議会規則及び文京区学校運営協議会の運営等に関する要綱に基づき、来年度から新たに2校の指定校を決定いたしました。学校運営協議会は、保護者や地域住民などから構成され、学校運営の基本方針を承認したり、教育活動について意見を述べたりするといった取り組みが行われます。学校運営協議会の主な役割としては、校長が作成する学校運営の基本方針を承認する、学校運営に関する意見を教育委員会又は校長に述べる、教職員の任用に関して教育委員会に意見が述べられるの3つがあります。これらの活動を通じて、保護者、地域の意見を反映させた学校運営を行っていくものです。今回、汐見小学校、茗台中学校の2校の申請がございました。申請があった2校は、文京区教育委員会といたしましても、学校、家庭、地域が一体となった開かれた学校づくりをさらに進めていきたい方針です。そのため、現在指定している13校に加え、申請のあった汐見小学校、茗台中学校も指定することといたしました。

報告は以上でございます。

○丹羽教育長 ただいまの説明について、ご意見、ご質問等がありますでしょうか。

○清水委員 この指定期間はどのくらいなのでしょう。

○教育指導課長 指定されてからずっとそのような形でコミュニティ・スクールという扱いをとっております。

○清水委員 そうすると、今13で、15になって、半分ぐらいがこの指定校になっていて、今後どんどんふえていくと考えてよろしいのですね。

○教育指導課長 区のほうでは、この事業について推進しております。現在、清水委員おっしゃったように、小・中学校で30校中15、半分となったと考えていただければと思っております。

○丹羽教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。ありがとうございます。

#### (6) 育成室及び認証学童クラブの新規開設について

○丹羽委員長 それでは次に、報告事項(6)「育成室及び認証学童クラブの新規開設について」です。この件について説明をお願いします。

○児童青少年課長 資料第6号、育成室及び認証学童クラブの新規開設についてご説明いたします。

1「概要」ですが、育成室の待機児童を解消するため、区立の育成室及び民間事業者が運営する認証学童クラブを開設いたします。

2の「設置一覧」の表のとおり、育成室を計6カ所、認証学童クラブを2カ所開設いたします。施設名、所在地、定員は記載のとおりでございます。

3「開設年月日」ですが、いずれも令和8年4月1日になります。

2ページ以降に各施設の詳細、面積や運営事業者、所在地等を記載しております。

説明は以上です。

○丹羽教育長 ただいまの説明について、ご意見、ご質問等がありましたら、お願いいたします。

○清水委員 これは設置の追加のときにご質問したかと思うのですが、待機児童解消に向けて、この設置でまだ解消できないのか。あるいは、これで十分なのかを教えてください。

○児童青少年課長 新規の育成室も含めまして、今、入室の募集をしております、最終調整中でございます。詳細はこれからになりますが、待機児童の減少に向けて取り組んでいるところでございます。具体的に一気にゼロになるところまでには行かないかと思いますが、減少する傾向にあると見込んでおります。最終的には追加で募集もしておりますので、そういったところで4月1日現在の数字は出てくると思います。そうしたところを対応していきたいと思っております。

○清水委員 その状況次第では、今後の設置をふやしていくことも計画しているということでしょうか。

○児童青少年課長 区内全域ではなくて、今年度の4月1日の状況では地域遍在といえますか、比較的待機児童が多い地域が幾つかございますので、そういったところを今後も重点的に整備をしていくという方針で今、取り組んでいるところでございます。

○教育推進部長 今、課長がお話ししたとおりなんですけれども、本区の区長部局で、保育園は待機数が多く出てしまうということがあり、精力的に民間の方たちの協力も得ながら保育園を相当数つくってきたという歴史的な背景がございます。これだけ力を入れて、相当数の保育所の誘致をしても待機児という形で実際、出てしまうのです。ですので、育成室についてもどれだけ整備をしても、どこかで待機児が出てくるというのは続くのだろうと私は個人的には考えています。ただ、それが一定の地区だけですよという話になったときに、公費でそれを完全にゼロになるまでやるということになると、莫大な予算をかけなくちゃいけないというのもあるので、この地域は待機児はほぼほぼ解消されているであろうというようなところをもってというのが1つの目安になるのではないかなと思っております。

今でも定員としては足りているんですね。ただ、ここの地域だけは希望される方が多くいたり、あるいは転入世帯が当初予想よりもふえたりすると、そこに一時的に待機児童という形で出てくるという現象があるので、各地域の特徴をよく見ながら、全体的ではなくて、そういったところを解消するために重点的にやっていくというのがこの育成室の施策のあり方であろうと認識しております。

○丹羽教育長 ほかにいかがでしょうか。

○中野委員 面積と定員に結構ばらつきがあるという印象です。4ページの湯島は350平方メートルで40人で、6ページのアスク学童クラブ茗荷谷は、前に保育園があったところだと思うんですけども、138平方メートルで40人入るのかなという印象です。面積は当然基準を満たしてはいるのですよね。

○児童青少年課長 当然、育成室の面積の基準については満たした施設になっております。むしろ4ページの湯島の育成室のほうが広いというか、これも民間のテナントなんですけれども、結果的には比較的余裕のある物件での運営になっているところがございます。

確かに、6ページのところは面積としては、ほかに比べると狭いのですが、一応基準は満たしておりますので、比較的待機児の多い地域でございますので、そういった定員設定をさせていただいているところがございます。

○丹羽教育長 ほかにありますか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

#### 第4 その他の事項

○丹羽教育長 先ほど報告事項の冒頭で確認させていただきましたが、次の案件につきましては個人情報もございますので、非公開ということで進めさせていただきます。

その前に、その他の事項ということで、毎回、ご意見があるかどうか確認させていただいております。その他ということで何かございますでしょうか。

ないようであれば、次の案件に進めたいと思います。

それでは、この非公開の報告事項をもちまして、本日の教育委員会は終了となりますので、傍聴の方はこれよりご退出をお願いいたします。

(傍聴人退出)

(以下、非公開)

令和8年2月5日

議事録署名人

教育長

委員